

駅 通 情 報

第76号

時評

渤海国との使節交換（二二）

一一〇〇年以前に三二回も――

我われは、近隣のことであつても利害関係がないと案外無関心に過し勝ちである。

一つの例が、かつて栄えた渤海国との交流がある。

渤海は、かつてわれら同胞数十万が、王道樂土建設を目指して開拓に当たつた旧満州の一部に所在する国であつたが、一般に余り知られていない。

前号にも書いたように渤海は一一〇〇年前、約三〇〇年間にわたつて榮え、その間に三〇数回も使節の交換が行われたといふのに、彼の国情は余り知られていない。これを機会に同国の外貌だけでも知つておきたいと思うのである。

五、渤海国の経済、文化

1、農業、牧畜

農業では、考古学の成果よりむしろ渤海全域での鉄器の使用、牛耕の利用が確認されている。これら農機具を利用し、穀物が広く栽培されまた、牧畜では馬の飼育が重視されている。これは軍事的な需要があるほか、陸上交通の需要であるからである。

そのほか、豚、牛、羊などの飼育が盛んである。

2、商業
発掘例は確認されていないが、商品経済が発表されている中で、渤海では貨幣が使用されていたと考えられている。それは大武芸が日本へ送った国書の中で「皮幣」の文字を使用していること。八七二年に日本で貿易を行つた際に、賜錢を得て日本の物産を購入していること。滅亡に際して耶律阿保機が「獲る所の器幣」を將士に分け与えたとあることからも物と物との交換の段階を超えた貨幣が流通していたことを示すものと考えられる。

3、文化

渤海は、唐に対しても度々使者を送り、それに付隨して留学生を唐へ送るなど、文化を吸収させ、持ち帰らせた。この事により渤海の上層部は儒教的な教養を得、これを元に国政に当たつたという。

前述のように、日本との通使が行われており、初期は新羅、唐に対する軍事的な牽制の意味合いが強かつたが後半になると儀礼的、商業的な意味合いが強くなつていった。実態は別にして渤海からの使節を日本は朝貢であると認識していたふしがある。

六、遣渤海使の記録としての遺物

1、七五八（天平宝字二年）に派遣された遣渤海使が日本へ帰国後に受けた叙位に関して記載された木簡が発見されている。それには、

「依遣高麗使廻来天平宝字二年十月廿八日進二階級」と書かれていて「高麗（こま）」に遣物す使廻り來たるにより、二階級を進めて叙す」と読める。

2、使節団は、渤海の地で唐の「安史の乱」についての情報収集を行い、帰国して淳仁天皇に報告するといったものである。右木簡には相手国を「遣高麗使」とあり、相手国は渤海となつてはいないが、これは、渤海国は高麗人による建国である。

ことから混同した結果とも考えられるが、どうであろう。

3、対岸諸国との交流
日本海沿岸諸国は弥生時代の水稻技術伝来をはじめ、古代から盛んに交流が行われていたといふ。

鞆の浦（現、広島県福山市）は、古代から栄えた潮待ちの港として知られていた。

潮待ちとは、潮流を利用して航行する船が、潮流の向きが変わるので待ち、潮流にのつて目的地へ向うことをいうのである。瀬戸内には、当時、このような港がたくさんあつたといわれている。その中でも鞆の浦は古来の港湾施設が残っている唯一の港であり、「遣隋使・遣唐使・遣渤海使・朝鮮通信使・北前船」等の上陸地として知られている。もちろん、遣渤海使の答礼使も立寄ったという。

来日し、以降約一二〇〇年間に三六回（又は三二回来訪したという資料もある）もの渤海使節が渡来、北陸の福良津（現、石川県福浦港）、大野湊（現、福井県敦賀港）などが基地港として挙げられている。

また、使節迎賓館として能登客院、敦賀には松原客員（院か）が設けられていた。

最初に、渤海からの使節が日本の日本海沿岸のいすれかの港へ上陸して朝鮮通信使來訪時と同様、街道沿いの住民と交流したであろう、また異国の文化、芸術、音楽等に關する知識、情報に触れたはずである。

しかし、前述のとおり今より一一〇〇年も以前のこと、しかも渤海国は三〇〇年にも満たない立国である。期間は短いが、この間に少なくとも三二回もの往来があつたのであるから、日本人の心に残る意志の疎通があつたであろうと思われるるのである。

七
むすび

以上渤海国の成立とその経過及び産業、文化等について、極めて狭い範囲ではあるが書いた。渤海建国は至つて古く、かつ、短時間の立国であり、周辺国との接触も少なく、その存在は余り知られていない。日本との交流については立国が短期間のわりには使節の交換を通じて頻繁に交流が行われていたという歴史があり、しかしそれも一一〇〇年以上も経過した今日、具体的にはその資料は我れわれの目に触れる状況はない。

てみようと思ったのは、朝鮮通信使の調査時と同様、一行が沿道筋の住民に与へた影響についての資料を収集しようと思つたからであるが、今回は、その目的がほとんど果されなかつた。考えてみると、そのころの日本は、まだ街道も満足に整備されておらず、駅制も緒についたばかりの時期にあつたのである。それに渤海の国情が安定していたとはいひ難く、かつ日本海の航行が極めて危険で度々遭難による多数の死者が出るといった悪条件が重なつたことなどもあつたことによるものと認められる。

ともあれ、少なくも三二回にも及ぶ使節交換が行われたのであるから、それなりの意義があつたものと認められるし、今後、木簡の発掘等、資料収集が期待できるので、次の機会を待つことにしよう。

主要街道の里程の測定と継立賃銭の設定 —旅行者にとつて注視される交通費—

一、はじめに

江戸時代以来、宿駅間の距離によつて人足馬匹による継立賃目賃銭（料金）が設定されてきた。これらは、いつ誰によつて、どのようにして決められたのか、明確な資料は残つてない。

恐らく最初は、近在の古老達の証言によつて距離が決められ、その距離によつて継立賃銭が設定されたものと推測されるが、幕末期の、それも、和人地に限つてみると「駅逓情報の松前街道の項」にも記述したように、「里」以下、「町・間・尺」に至るまで細かく設定されている。そのことから見て、いつの時代からか専門家によつて正確に実測のうえ設定されたものと認められる。

その経緯は、恐らく当初の推測による距離の測定が実態に合わなかつたため、利用者と宿駅側との間に紛争が起き、専門的知識のある者による実測が行われて、正確が期されたものと思われる。

現代人にとって、駅逓間の距離など、余り重視される問題ではないが、当時の旅人達にとっては、こと金銭に関わることであり、紛争の種になることもしばしばあつたのであろう。それだけに当事者間にとって距離の測定は重視される問題であつた。

(一) 古来、里程の測定が行われた記録を辿つてみると、古くは、命じて蝦夷全島を計測して地図を作成させたという記録がある。また、天明八（一七八八）年には、古川古杉軒が蝦夷島に来て、地図を作製したという資料が残つている。

(二) 寛政一二（一八〇〇）年夏、現代でもよく知られている人物、伊能忠敬が正確な地図を作ろうと、東蝦夷地（太平

洋岸）を実測した。またその後、間宮林蔵が西蝦夷地（日本海沿岸）を実測し、伊能の地図と合わせて蝦夷全島の地図を作成したという記録が残されている。この史実は余りにも有名であるが、いずれも地図であつて道路ではない。

(三)

明治に入つて、新式の郵便制度を施行するに当たつて、同年十月には、西は函館を起点として、日本海沿岸を北上し久遠まで、東は太平洋沿岸を東進し、勇払から分岐して札幌・小樽までの間の計二二か所に郵便取扱所を開設した。この取扱所との間の距離によつて、郵便物の運送賃銭が支給された。この運賃算出の計算は、当初は、従来の駅逓線路の継立距離を基準にして算出したものであつた。

(四)

次に「駅逓情報第四一～四五号、佐藤日誌の中で駅逓制度の現地状況を探る」に掲載の明治八（一八七五）年秋、同氏は、開拓使の松本判官に随行してオホーツク海沿岸を紋別に向け通行中、郵便線路を測量に当たつていた古谷兵助なる人物に出会い、宿泊と共に懇談した旨の日記が残つている。古谷なる人物は、駅逓寮に籍を置く役人で、明治九（一八七六）年一月を期して、苫前から宗谷経由オホーツク海沿岸を南下して、紋別に至る間（さらに南下して根室国厚別において「苦小牧・根室間」の郵便線路に合流する計画）のものであつた。古谷氏はその実測に当たつていたものと認められる。

(五)

さらにそのころの行政機関は、「開拓使—三県（札幌・函館・根室）」—続いて明治十九年には北海道庁が置かれ、年を経るに従つて入植者も増加し、入植者に対する土地付与のため、全道的に測量の実施が進められたのであつた。以上、目立つたものを挙げたが、明治初期には特に主要

駅 過 情 報

道路の測定が重視されたのであった。それも既存の道路の整備のほか、新たに開拓使本庁所在地の札幌を中心に①小樽—札幌間、②長流（現、伊達市所在）—札幌山鼻間の本願寺道路、③札幌—室蘭間の札幌本道の開削が積極的に進められたのであった。

二、道内主要道路の測定と駅通間距離の公示

さて、開拓使は開発計画が決定し、大藏省（當時、駅通寮は大蔵省に所属していた）と折衝して、北海道については客觀情勢から駅通制度を必要としているので制度を残し、むしろ強化すべきであると進言しこの意見が入れられて存置が決定した。そのうえに立つて、明治五年五月には駅通（又は駅場）と名稱を替えて運行することになったのである。その直前の明治五（一八七二）年二月、既存の主要街道の駅通間の距離、継立賃錢（料金）等を再確認して次のとおり発表した。

まず最初に、継立賃錢の改定にさき立つて、根室支庁において測定した里程と、札幌本庁発出の定則との比較を取上げてみると、

（第一表）

松本正五位殿

第五号

里程ノ儀ニ付奉伺候
下ヶ札ノ外ハ書面ノ通

根室支庁ニテ調

一東京ヨリ四百十九里七分八厘

一札幌百四十一里一分七厘

一函館百八十九里七分八厘

一釧路三十九里八分六厘

一厚岸二十六里四分七厘

一浜中十六里八分三厘

十里十丁

折田大主典

○解説

1、本調書の差出元は根室支庁（折田大主典）で、札幌本庁（松本判官）あての里程確認の照会の形をとつていて、上段は、根室支庁調べ、下段は、札幌本庁告示の定則である。右は、札幌以北の主要街道を網羅していて、私の望む里程が対象になっている。なお、本庁発出の定則の里程については

一里 一町（丁）一六〇間
一尺 一間 一六尺
一尺 一一〇寸

2、一里を三六町とする計算方法は、明治五年正月「一里ヲ三十六町ト定メ人馬賃錢ヲ給ス」とあって、本庁発出の定則はこの規定を適用したものと認められる。

3、右に記載されている駅通名のうち、千島国内（国後・振別・紗那）については、別海からの渡海、また、媿丹とあるのは、後の斜古丹（明確でないが）であるとすれば根室からの渡海であろう。

4、この照会の趣旨は、根室支庁と本庁告示の定則とでは里程が若干相違するが、この点について、根室支庁担当者は「御用状の継送り賃銭や、官員の旅費の計算上に相違が生ずる。どちらの距離で計算するべきか伺う」というのである。

それにもしても、里以下の算定が根室支庁では「分・厘」を、また、定則では「町（丁）・間」を適用しているが、定則が告示されている以上、定則に合わせるべきものと思われるが、根室支庁担当者は、「自分の調査を正当付けようと、いささか意地になつてているようである。

7
(4) 駅馬、その他の解説

ア、駅馬ハ從来ヨリ備置ク「ナシ」イ、人馬賃銭ハ福島駅ニ同ジウ、郵便局ハ明治五年十月創置ス

(1) 江戸時代以来村役人の自宅において駅務を取扱つてきたが、明治八（一八七五）年九月民間の家屋を借上げ駅務を取扱かうこととした。

(2) 明治十年八月「開拓使事業報告」に記載のように、西は大沢、東は福島間に所在する宿駅を廃止し、両駅間の繼立を吉岡駅が担当することにしたとある。

しかし、そのさい廃止した両駅（礼罷と宮ノ歌）の負担していた経費は、以後、吉岡村が支弁したように記載しているが、松前街道沿いの他の宿駅の例からみても、駅通の廃止対象となつた両村も負担したものと認められるがどうであろう。

(3) 明治九（一八七六）年一月、これまで村役人、中村書役が駅務を取扱つていたが、これを廃して、新たに曠谷治兵衛に駅通取扱を命じたとある。このとき定人足三人を雇上げ、それぞれ一人年に四十五円を給したとある。

しかし、それは一人分の給料としては余りにも高額であるので、三人分合計の給料ではなかろうか。

(4) 明治十二（一八七九）年十月の駅法改正のさい吉能保三郎なる者が人馬繼立所の開設を請願し、許可されている。

(5) 明治五（一八七二）年十月、当地にも郵便局が開設されたとあるが、北海道には明治五年七月函館に郵便役所が設置されたのを始め、同年十月には松前街道筋の有川（上磯）、知内、福島、吉岡、福山の各地にも開設されたのであった。

明治政府へ引継がれた宿駅の沿革（十二）

— 松前街道二十一か宿 —

（以下次号）

今まで松前街道二十一か宿のうち十六か宿を本誌に登場させた。

松前街道は西海岸道とともにメインの街道であり、松前藩としても重視して改善を図ってきたものであるはずであるのに、余り整備が行き届いておらず明治を迎えたものである。

しかし、和人地の宿駅は形だけは本州の諸街道と類似の方式がとられてきた。

江戸初期以来この街道を利用するものは松前藩と幕府関係者がほとんどであり、宿駅利用者が少ないとその理由であるのか知らない。

駅 遍 情 報

1、通し（とおし）

駅遍利用者が、次の駅遍で継ぎ替えるのが原則であるが、その駅遍を素通りして更に遠方の駅遍へ通しで継ぎ送る。

2、貫日賃錢

①貫目とは人足、馬匹が担う荷物の重量のことである。また、その重量の制限規定をいう。

②人足が旅客に随行、又は馬匹を利用して通行する場合の料金。また、単に入足、駄馬が荷物を運送する場合の料金。

3、早追い（はやおい）

通常の運送に対し、急ぎの場合の人足馬匹の継立てをいう。また、至急継立て。

4、険道・難道

通行に際し、険しい道路、又は指定された山道

十七、礼 鬼 :

れいひげ (開拓使事業報告による)

二十一、位置 福島郡礼鬼村

(1)設置年月不詳 松前藩以来村役人ニ駅務ヲ命ス

(2)明治十二年九月廃ス

3 他の資料による記録

(1)位置 松前郡礼鬼村

函館ヨリ福山ニ至ル西海岸通りにある

4 解説

設置年月不詳、從来ヨリ村役人ノ自宅ヲ以テ駅場

(1)沿革 明治十二年九月升五日駅法更正ニ及テ之ヲ廃ス

(2)沿革 設置年月不詳、從来ヨリ村役人ノ自宅ヲ以テ駅場

事務ヲ取扱フ

明治十二年九月升五日駅法更正ニ及テ之ヲ廃ス

(1)解説 開拓使事業報告には福島郡とあるもその後松前郡に合併。従前には独立した宿駅として人馬の継立てを行つていたが明治十（一八七七）年からは吉岡駅に併合して吉岡駅から直接、福島駅へ継立てるに至った。従つて、当

ととしたようである。

十八、荒 谷 :

あらや

(開拓使事業報告による)

2 1 位置 松前郡荒谷村

(1)設置年月不詳 松前藩以来村役人ニ駅務ヲ命ス

(2)明治十二年九月廃ス

3 他の資料による記録

松前郡荒谷村

函館ヨリ福山ニ至ル西海岸通りにある

(1)位置 松前郡荒谷村

設置年月不詳、從来ヨリ村役人ノ自宅ヲ以テ駅場

トス

4 解説 「明治十二年九月駅法更正ニ及テ之ヲ廃ス」とある。

礼鬼村の場合と同様、以前には独立した宿駅として自村限り人馬を供出して継立ての需要に応じていたが、明治十年から吉岡駅の助合的立場に立ち、吉岡駅の要請に応じて人馬匹を供出することにしたものと思われる。

十九、大 沢 :

おおさわ (開拓使事業報告による)

二十一、位置 松前郡大沢村

(1)沿革 設置年月不詳 松前藩以来村役人ニ駅務ヲ命ス

(2)明治十二年九月升五日駅法更正ニ及テ之ヲ廃ス

(以下次号)

発行年月日 平成二十二年十月五日

頒布料 無料

発行者 札幌市南区川沿四条五丁目三一

史学研究会

主宰 宇川隆雄

TEL ○一一五七一―三六〇二番

ホームページ

<http://rashi.hp.infoseek.co.jp/>

駅 運 情 報

十八、荒谷主あらや

（開拓使事業報告による）

上、通し（とおし） 駅利用者が、次の駅通で誰が召えるのが原則であるが、その駅通を素通りして更に遠方の駅通へ通じて運送する。

2、貢日賃銭

① 貢日とは人足、馬匹が抱う荷物の重量のことである。また、その重量の制限規定をいう。

② 人足が旅客に随行、又は馬匹を利用して通行する場合の料金、また、車に入足、駆馬が荷物を運送する場合の料金。

3、早追い（はやおい） 通常の運送に対し、急ぎの場合の人足馬匹の縦立てをいう。また、早急縦立て。

4、険道・難道 通行に際し、険しい道路、又は狭隘された山道。

十七、札颶（さくひげ）

（開拓使事業報告による）

1、位置 福島郡札颶村

2、沿革 (1) 設置年月不詳 桜前藩以来村役人ニ駕務ヲ命ス

(2) 明治十二年九月廢ス

3、他の資料による記録

(1) 位置 桜前郡札颶村

(2) 沿革 故直年月不詳 従来ヨリ村役人ノ自宅ヲ以テ駅場事務ヲ取扱フ

(3) 明治十二年九月廿五日駅法更正ニ及テ之ヲ廢ス

4、解説 (1) 開拓使事業報告には福島郡にあるもその後松前郡に合併、

(2) 従前には独立した前駅として人馬の縦立てを行つてい

たが明治十二年（一八七七）年からは古岡駅に併合して古岡駅から直接、福島駅へ縦立てることとした。従つて、当

村は吉岡駅の助合村として人足馬匹の供出に協力することとしたようである。

2、位置 松前郡荒谷村

(1) 設置年月不詳 桜前藩以来村役人ニ駕務ヲ命ス

(2) 明治十二年九月廢ス

3、他の資料による記録

（1）位置 松前郡荒谷村

（2）沿革 設置年月不詳、從來ヨリ村役人ノ自宅ヲ以テ駅場トス

明治十二年九月駅法更正ニ及テ之ヲ廢ス

4、解説

札颶村の場合と同様、以前には独立した宿駅として自村限り人馬を供出して縦立ての需要に応じていたが、明治十年からは古岡駅の助合的立場に立ち、古岡駅の要請に応じて人足馬匹を供出することにしたものと思われる。

十九、大沢（おおさわ）

（開拓使事業報告による）

1、位置 松前郡大沢村

2、沿革 (1) 設置年月不詳 桜前藩以来村役人ニ駕務ヲ命ス

(2) 明治十二年九月廿五日駅法更正ニ及テ之ヲ廢ス

（以下次号）

発行年月日 平成二十二年十月五日

発行者 布無料

史学研究会 主宰 宇川隆雄

TEL 000 五七二二六〇番

ホームページ

3. 右に記載されている駅通名のうち、千島国内（国後・振別・紗那）については、「別海からの渡海、また、幌母とあるのは「後の斜古丹（明確でないが）である」とすれば根室から渡海である。

4. この賃金の趣旨は、根室支庁と本庁告示の定則とでは里程が若干相違するが、その点について、根室支庁担当者は「御用状の送り貢金や、官員の旅費の計算上には相違が生ずるどちらの距離で計算するべきか伺う」というのである。

それにもしても、甲以下の算定が根室支庁では「分・厘を、また、定則では「町（一）、間」を適用しているが、定期が告示されている以上、定則に合むせるべきものと思われるが、根室支庁担当者は、「自分の調査を正しく付けるよう」といさきか意地になつていてあるようである。

（以下次号）

明治政府へ引継がれた宿駅の沿革（十二）

— 松前街道 — 十一 か宿 —

今まで松前街道一下一か宿のうち十六か宿を本誌に登場させた。

松前街道は西海岸道とともにメインの街道であり、松前藩としても重視して改善を図ってきたものであるはずであるのに、余り整備が行き届いておらず明治を迎えたものである。

しかし、和人地の宿駅は形だけは本州の諸街道と類似の方式がとられてきた。

江戸初期以来この街道を利用するのは松前藩と幕府関係者がほとんどであり、宿駅利用者が少ないこともその理由であるのかも知れぬ。

十六、青岡、三、喜し事か（第七四号の続き）

(4) 駅馬、その他の解説

ア、駅馬、従来ヨリ偏重クーナシ
イ、人馬賃銭ハ駕頭役ニ同フ
ウ、郵便局が明治五年十月創設ス

- (1) 江戸時代以来村役人の自宅において駅務を取扱つてきただが、明治八（一八七五）年九月民間の家屋を借りて駅務を収取つかうこととした。
- (2) 明治十一年八月「開拓使事業報告」に記載のように、西は大沢、東は津島間に所むする宿駅を廢止し、而駅間の駆逐までを吉岡駅が担当することとしたとある。しかし、そのさい廢止した而駅（札幌と宮ノ森）の負担していた経費は、以後、青浦村が支弁したように記載しているが、松前街道沿いの他の宿駅の例からみても、駅廃の廢止対象となつた両村も負担したものと認められるがどうであろう。
- (3) 明治元（一八七六）年一月、これまで村役人、中村書役が駅務を取扱つていたが、これを廢して、新たに駿谷治兵衛に駅運取扱を命じた。これをして、新たに駿谷を雇上げ、それぞれ一人年に四十五円を給したとある。
- (4) 明治十二（一八七九）年十月の駅法改正のさい吉能保二郎なる者が人馬雜立所の開設を請願し、許可されている。
- (5) 明治九（一八七六）年七月、当地に郵便局が開設されたとあるが、北海道には明治九年七月函館に郵便役所が設置されたのを始め、同年十月には松前街道筋の有川（一歳で知内、福島、函館、福山の各地にも開設されたのである）。

道路の測定が重視されたのである。それも既存の道路の整備のほか、新たに開拓使本厅所在地の札幌を中心¹に(1)小樽—札幌間、(2)長流(現、伊達市所在)——札幌山鼻間の本²道、(3)札幌—新蘭間の札幌木道の開削が積極的に進められたのであった。

道内主要道路の測定と駅間距離の公示

さて、開拓使は開発計画が決定し、大蔵省(當時、駅逕寮は大蔵省に所属していた)と折衝して、北海道については客觀情勢から駅逕制度を必要としているので制度を廃し、むしろ強化すべきであると進言したの意見が入れられて存置が決定した。そのうえに立って、明治五年五月には駅逕(又は駅場)と名稱を改えて運行することになつたのである。

駕道間の距離、単立賃錢（料金）等を正確認して次のとおり
発表した。

まず最初に、単立賃錢の改定にさき立つて、張室支厅において測定した甲種と、札幌木厅发出の定則との比較を取上げてみると、

卷一

松本正直殿

第
七
号

里居人集二行幸詞賦

下卷

根室支庄二元語

東京圖書出版社

西行七十里

西單民力十里里賈各里
訓俗三十九里八分三里

厚岸十六里四分七
一浜中十六里八分一里
一別海上里一分一里

十一

折田大主典

第十一章

卷之三

卷之二十一

校室文二十六

北流四十里 分七里

一函
卷之三

訓路十九甲从分六哩

厚岸
王六甲四分土匣

一
漢中十六里八分一厘

解説
1、木調書の差山元は根室支庁（折田大主典）で、札幌本庁（松本尚官）あとの里程確定の照会の形をとつていて、上段は、根室支厅請へ、下段は、札幌本庁出示の定則である。右は、丸幌以北の主要街道を複数していく、私の望む里程が対象になつてゐる。
なお、本序巻出の定則の里程については

当支里敷御定表右ノ通ニ候札幌ヨリ御定表ト
ハ相違致國御出扶舊錢日官員往復旅費渡ニ至リ札幌當支
序外書載ノク所ニテ里程区々三候テハ不都合ニ候附何レ
オ表ニテ御金払出取斗可申哉
猶々參書ハ札幌御定表
此段奉伺候也

標津十八里三分四厘
斜里四十里五分九厘
網走五十里二分八厘
紋別六十九里五分八厘
宗也百十九里二分四厘
回後一千一里一分五厘
振別百五里九分九厘
紗那百一千里三分五厘

をもつて計算したものと認められるが、東京から北海道（札幌・根室）への距離は、日本橋丸標を起点としたものであろう。

主要街道の里程の測定と駅立賃銭の設定 —旅行者にとつて注視される交通費—

一、はじめに

江戸時代以来、宿駅場の距離によって人足馬匹による駆立賃目賃銭（料金）が設定されてきた。これらは、いつ誰によって、どのようにして決められたのか。明確な資料は残っていない。恐らく最初は、所有の古老達の福音によつて距離が決められた。その距離によつて駆立賃銭が設立されたものと推測される。その距離によつて駆立賃銭が設立されたものが、幕末期の、それも、和人地に限つてみると、駅通情報の松前街道の現にも記述したまゝ、「里」以下、「町・間・尺」に至るまで細かく規定されている。そのことから見て、たものと認められる。

その精神は、恐らく当初の推測による距離の測定が実態に合わなかつたため、利用者と宿駅側との間に競争が起き、専門的知識のある者による方則が行わられて、正確が期されたものと思われる。現代人にとって駅通間の距離など、余り重视される問題ではないが、当時の旅人達にとっては、こと金銭に関わることであり、衝突の種になるともいはばあつたのであろう。それだけに当事者間にとつて距離の測定は重視される問題であつた。

古来、里程の測定が行われた記録を辿つてみると、古くは、命じて敷居全島を計測して地図を作成させたという記録がある。また、天明八（一七八八）年には、古川作兵衛なる者に夷島に来て、地図を作製したといふ資料が残つてゐる。

洋岸）を実測した。またその後、開拓林被が西端夷島（日本海沿岸）を実測し、伊能の砂漠と合わせて蝦夷全島の地図を作成したといふ記録が残されている。この史実は余りに有名であるが、いずれも地図であつて道路ではない。

四、明治に入つて、新式の郵便制度を施行するに当たつて、明治五（一八七二）年七月、まず、函館郵便役所を開設して同年十月には、内は函館を起点として、日本海沿岸を北上し久遠まで、東は太平洋沿岸を東進し、函館から分岐して札幌・小樽までの間の計二千五百里に亘り郵便取扱所を開設した。この取扱所間の郵便役所には、郵便物の運送賃銭が支給された。この運送算出の計算は、当初は、從来の駅通線路の駆立距離を基準にして算出したものであった。

四、次に、駅通規第四（一八七五年）、佐藤日誌の中で駅通制度の現状を探るに點載の明治八（一八七五）年秋、同氏は、開拓社の権利判官に随行してオホーツク海沿岸を経由して函館通り中、駅便線路を測量に當たつていた古谷兵助なる人物に出会い、宿泊を共にして懇談した旨の日記が残つてゐる。古谷なる人物は、駅通規に籍を置く役人で、明治九（一八七六）年九月を期して、函館から宗谷経由オホーツク海沿岸を南下して、経由に至る間（さらに南下して根室国厚別において一町小牧・根室間）の郵便線路に合流する計畫のものであつた。古谷氏はその実測に当たつていたものと認められる。

五、寛政一二（一七八〇）年夏、現代でもよく知られている人物、伊能忠敬が正確な地図を作ろうと、東蝦夷地（太平

ることから注目した結果とも考えられるが、どうであろう。

3. 对岸諸国との交流

日本海沿岸諸國は弘牛時代の水稻技術輸入をはじめ、古代から盛んに交流を行なっていたという。

また、渤海から便航來訪の記録が、次のとおりある。

(1) 粟の浦(現・福島県郡山市)は、古代から栄えた湖待ちの港として知られていた。

湖待ちとは、潮流を利用して船をする船が、潮流の向きが変わることを待ち、潮流にのって目的地へ向う」というのである。

瀬戸内には当時、このような港がたくさんあつたといわれている。その中でも瀬戸内は古来の港湾施設が残っている唯一の港であり、「遣唐使・遣唐使・遣渤海使・朝鮮通信使・北朝使」等の上陸地として知られている。もちろん、遣渤海使の答礼使も立寄ったといつ。

(2) 神龜四(七二七年)には、渤海東部の渤海から高齊使が来日し、以降約二年間に八回(又は二回)訪問した。

この資料もある。もの渤海使節が詔書、北陸の福良津(現・石川県福井港)、大野瀬(現・福井県敦賀市)などが基地港として挙げられている。

また、使節迎賓館として能登客院、数々には能登客院かが設けられていた。

最初に、渤海からの使節が日本の日本海沿岸のいすれかの沿岸へ上陸して朝鮮通信使來訪時と同様、住道泊いの住民と父

祖、情報に触れたはずである。

しかし、以前のとおり今より一、二年ま以前のこと、し

が渤海國は三、四年にも満たない立国である。期間は短いが、この間に少なくて一回もの往来があつたのであるから、日本人の心に残る意志の疎通があつたであろうと思われる。

さて、日本には渤海國伝來の漢品、又は文書、音楽等にその影響が残つてゐると思われるのに、それが忌むわれるものは

見当たらぬ。しかも、日本側は使節を迎えるに当たり、大に歓待している風が見られるが、当時、逐次財政的負担が重くなつたため、後期には使節來訪を一二年に一回と回数の制限が行なわれた。またそのさいに日本との文化交流が全般に及んでいた様子である。例として、菅原道真と渤海國の使者との間で、以前の恋歌が交わされたという記録が残つてゐる。渤海國は宗教的には仏教の信奉が高く、首領の遺跡からは多くの寺社建築の遺物が発見されている。

七、もすび

以上渤海國の成立とその経歴及び商業、文化等について、極めて詳しい説明ではあるが、渤海國はやつて古く、かつて渤海國の立場であり、周辺国との接觸も少なく、その存在は余り知られていない。日本との交流については如何が総じてのわりには使節の交換を通じて頻繁に交流が行なれていたという歴史があり、しかし、それまで二年以上を経過した今日、具体的にはその歴史はわれわれの目に触れる状況にはない。

冒頭にも書いたように、私が、渤海について資料をまとめてみようと思ったのは、朝鮮通信使の調査時と同様、一行が沿道の住民に与へた影響についての資料を収集しようと思つたからであるが、今では、その目的がほとんど果されなかつた。考えてみると、そのころの日本は、まだ征討も済み、整備されておらず、既制も新についたばかりの時期にあつたのである。それに渤海の国情が安定していたとはいひ難く、かつ日本海の航行が極めて危険で度々遭難による多数の死者が出るといった悪条件が重なつたものもあつたことによるものと認められる。

とまあれ、少なくとも一回にも及ぶ使節交換が行われたのであるから、それなりの意義があつたものと認められるし、今後、本筋の発掘等、資料収集が期待できるので、次の機会を待つことにしよう。

駅通情報

第76号

時評

渤海國との使節交換（二）

○年以前に三回も一

我われは、近隣のことであつても利害關係がないと
案外無関心に貢し勝ちである。

渤海は、かつてわれら同胞數十万人が、上道樂土建設を
日指して開拓に當たつた旧滿州の一部に所存する国であ
つたが、一般に余り知られていない。

前号にも書いたように渤海は、（△）年前、約三〇〇
年間にわたつて來る。その間に三、四回も使節の交換が
行われたといふのに、彼の国情は余り知られていない。
これを機会に同国の外貌だけでも知つておきたいと思
うのである。

五、渤海国の経済、文化

1、農業、牧畜

農業では、考古学の成果よりむしろ渤海全境での鐵器の使
用、牛耕の利用が確認されている。これら農機具を利用し、
穀物が広く栽培されまた、牧畜では馬の飼育が重視されてい
る。これは軍事的な需要があるほか、陸上交通の需要である。
そのほか、豚、牛、羊などの飼育が盛んである。

六、遣渤海使の記録としての遺物

1、七五八（天平二年）に派遣された遣渤海使が日本へ帰
國後に受けた報酬に關して記載された木簡が発見されている。
それには、「依遣高麗使通來天平二年一月廿八日達一階級」と
と書かれていて「高麗（こうまい）に贈物す使通り來るる」により、
二階級を進めて叙す」と記める。

2、使節附は、渤海の地で唐の安史の乱についての情報収

集を行ひ、帰國して京に天皇に報告するといったものである。そ
れは大武芸が日本へ送つた因書の中の一文書の文字を使用
していること。八七一年に日本で貿易を行つた際に、賄錢を
得て日本の物産を購入していること、滅亡に際して唐律阿保
機が「復る所の客幣」を償すに分け与えたとあることからも
すものと考えられる。

3、文化

渤海は、唐に對して同様の使者を送り、それに付随し
て留学生を度々送るなど、文化を吸収させ、持ち帰らせた。
この事により渤海の上層部は儒教的な教養を得、これを基
に国政に當たつたという。

前述のように日本との通使が行われており、初期は新羅、
唐に対する軍事的な奉制の意味合いが強かつたが後半になると
儀礼的、商業的な意味合いで強くなつた。実態は別にして渤海からの使節を日本は朝貢であると認識
していたかしがある。

2、商業